

は し が き

我が国は、平成11年12月に「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書」の加入書の寄託を行い、平成12年3月14日から同議定書に基づく国際登録出願の受付を開始しました。

特許庁では、同議定書への加入に伴い、庁内の国際登録出願等に係る業務に資するとともに、ユーザーが国際登録出願をする際、国際登録を求める商品及びサービスの記載の参考として利用すること等を目的として、「類似商品・役務審査基準」掲載の商品・役務名の英語訳を作成して参りました。

今般、「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」に係る国際分類が第9版に改訂されるとともに、意匠法等の一部を改正する法律（平成18年法律第55号）により商標法が改正されたことに対応して、その「類似商品・役務審査基準」が改正されました。

そこで、今後とも、マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願等に係る業務の迅速・的確な運用に資するとともに、ユーザーが国際登録出願をする際の指定商品・役務（英語表記）の記載の参考に供すること等を目的として、改正後の「類似商品・役務審査基準」掲載の商品・役務名の英語訳を行い、公表することにしたものです。

平成18年12月

特許庁審査業務部商標課